

技能講習等資格一覧表

(建災防兵庫県支部技能講習実施科目関連のみ掲載)

科目	適用業務	科目	適用業務
足場の組立て等 作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号) つり足場(ゴンドラのつり足場を除く) 張出し足場又は高さが5m以上の構 造の足場の組立て、解体又は変更 の作業	木造建築物の 組立て等作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号の4) 建築基準法施行令(昭和25年政令 第338号)第2条第1項第7号に規定す る軒の高さが5m以上の木造建築物 の構造部材の組立て又はこれに伴 う屋根下地もしくは外壁下地の取付 けの作業
型枠支保工の 組立て等作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条14号) 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋 かい等の部材により構成され、建設 物におけるスラブ、けた等のコンク リートの打設に用いる型枠を支持す る仮設の設備をいう)の組立て又は 解体の作業	コンクリート造の工作物の 解体等作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号の5) コンクリート造の工作物(その高さが 5m以上である物に限る)の解体又 は破壊の作業
地山の掘削及び 土止め支保工 作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条9号) [地山掘削] 掘削面の高さが2m以上となる地山 の掘削(ずい道及びたて坑以外の抗 の掘削を除く)の作業 (令6条10号) [土止め支保工] 土止め支保工の切りばり又は腹起 こしの取付け又は取りはずしの作業	有機溶剤作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1	(令6条22号) 屋内作業場又はタンク、船倉もしく は坑の内部その他の厚生労働省令 で定める場所において別表6の2に 掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当 該有機溶剤以外の物との混合物 で、当該有機溶剤を当該混合物の 重量の5%を超えて含有するものを 含む)を製造し、又は取り扱う業務 で、厚生労働省令で定めるものに係 る作業
鋼橋架設等 作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号の3) 橋梁の上部構造であって、金属製の 部材により構成されるもの(その高 さが5m以上であるもの又は当該上部 構造のうち橋梁の支間が30m以上 である部分に限る)の架設、解体又 は変更の作業	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1	(令6条21号) 別表第6に定める酸素欠乏危険場 所における作業
建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号の2) 建築物の骨組み又は塔であって、金 属製の部材により構成されるもの (その高さが5m以上であるものに限 る)の組立て、解体又は変更の作業	石綿作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1	(令6条23号) 石綿もしくは石綿をその重量の0.1% を超えて含有する製剤その他の物 (石綿等)を取扱う作業(試験研究の ため取扱う作業を除く)又は石綿等 を試験研究のため製造する作業
		玉掛け技能講習 法61条、令20条 則41条 別表3 クレーン則246条	(令20条16号) 制限荷重が1t以上の掲貨装置又は つり上げ荷重が1t以上のクレーン、 移動式クレーンもしくはデリックの玉 掛けの業務